令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

															A	B								C											
		No	一般財源の内訳（※1）※2※3※4※5※6	枠	地方単独事業	エネルギー政策・物価高騰対策等の観点から、特定世帯に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	交付対象経費	B1 国の R5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国の R5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をめざすそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②具体的な支援する経費内容 ③事業規模・対象数（世帯等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報誌など）	備考1（重点支援地方交付金の総合的な活用状況について、市町村の基本的な考え方に沿っているか対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	21,141	19,384	－	－	1,031	16,800	1,553	－	1,757														
実施団体の対象期間	令和5年度住民税均等割非課税世帯等(7万円)（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯等臨時特別追加給付金【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		93	93	－	－	93				－	①物価高が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5.R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 439世帯×70千円　のうちR6計画分 事務費93千円 事務費の内容　（面接巡査相当経費93千円含む） ④R5年度分の住民税非課税世帯 （439世帯）	－	○	－	R5.12	R6.4	対象世帯に対して令和5年12月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	一体給付（給付金・定額減税一体支援）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		20,110	18,353	－			16,800	1,553		1,757	①物価高が続くなかで低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5.R6の累計給付金額 令和5年度市等毎の住民税非課税世帯　84世帯×100千円、令和6年度市町村毎の人頭税化世帯14世帯×100千円、子ども加算　53人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者　413人（13850千円）　のうちR6計画分 事務費93千円 事務費の内訳（面接費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料（ＪＡ）で支出） ②低所得世帯毎の給付対象世帯数(138世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(413人)	－	○	－	R6.6	R7.3	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
災害救助法適用市町村	（デジタル庁）給付支援サービス	3											－	－																					
	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への補助と一体に補正）一体給付関連の給付費（「１事分類」を参照）	4											－	－																					
		5											－	－																					
	事務費（上乗せ・横出し）	6	R5_補正	低所得	○	○	○	低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		938	938			938					①物価高騰対応事業として実施する一体支援枠の給付事業の事務費の効果的運用。 ②事務費　の給付金に係る事務費 ③事務費　630千円（事務費托鉢として支出） ②低所得世帯毎の給付対象世帯数(138世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(413人)	－	○	－	R6.6	R7.3	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R6補正（地）